

○ 西いぶり広域連合の予算の編成及び執行に関する規則

平成 12 年 3 月 28 日
規則 第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるものを除くほか西いぶり広域連合の予算編成及び執行について必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 西いぶり広域連合の予算編成及び執行については、室蘭市予算の編成及び執行に関する規則（平成元年室蘭市規則第 7 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。